



里庄町からのお知らせ



販売サイトで契約内容をよく確認！ 定期購入トラブルに注意しましょう

事例



ネットの広告を見て、**特別価格**約3千円的美容液を購入した。
肌に合わず使用をやめていたが、商品が**再び届き**、定期購入だと初めて気付いた。

すぐに事業者**解約と返品**を申し出たが、
「**発送日の10日前までに申し出ないと対応できない**」と言われた。
2回目の商品は1万円以上でとても高い。申し込み時には、定期購入だと分からなかった。
どうにかならないか。



【 アドバイス 】

- ☞ 1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になっていたという相談が多数寄せられています。
- ☞ 詳細な契約内容は、「〇%オフ」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- ☞ 「解約の申し出は次回発送日の〇日前まで」などと解約条件が定められている場合も多くあります。注文する際には、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。



困ったときは、早めに下記の消費生活窓口等にご相談ください。



里庄町企画商工課 0865-64-3114
岡山県消費生活センター 086-226-0999
消費者ホットライン 188 (イ・ヤ・ヤ)

